

の11) 以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

7～17 (略)

(運転者席)

第183条 運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに道路交通法施行令第26条の3の2第1項第7号の規定の適用を受ける自動車を除く。）は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（Aピラー、室外アンテナ、ドアパイザ、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓拭き器、固定型及び可動型のベント並びに保安基準第29条第4項各号に掲げるものを除く。）があってはならない。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

三・四 (略)

2 (略)

(座席ベルト等)

第186条 (略)

2～11 (略)

12 運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、同項の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ同表の下欄に掲げる自動車の座席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。

一 当該座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置

二 当該座席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置

三 (略)

13 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 補助座席に備える座席ベルト

二 協定規則第16号（同規則第7改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三 キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト

この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

7～17 (略)

(運転者席)

第183条 運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（Aピラー、室外アンテナ、ドアパイザ、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓拭き器、固定型及び可動型のベント並びに保安基準第29条第4項各号に掲げるものを除く。）があってはならない。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

三・四 (略)

2 (略)

(座席ベルト等)

第186条 (略)

2～11 (略)

12 運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、第1項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。

一 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置

二 運転者席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置。ただし、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。）に備える装置であって電源投入後8秒以内の間に停止するものにあつてはこの限りでない。

三 (略)

(新設)

四 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト

五 保安基準第22条第3項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる座席（同項第2号に掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）、幼児用座席並びに座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト

（通路）

第189条（略）

2～4（略）

5 第1項の規定の適用については、座席の前縁から少なくとも250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

（窓ガラス）

第195条（略）

2～4（略）

5 窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一（略）

二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ～ハ（略）

四～九（略）

6～9（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第197条（略）

2～5（略）

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

（削除）

一～三（略）

（その他の灯火等の制限）

第218条（略）

2（略）

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四（略）

（通路）

第189条（略）

2～4（略）

5 第1項の規定の適用については、座席の前縁から250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

（窓ガラス）

第195条（略）

2～4（略）

5 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一（略）

二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ～ハ（略）

四～九（略）

6～9（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第197条（略）

2～5（略）

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに30°を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。

二～四（略）

（その他の灯火等の制限）

第218条（略）

2（略）

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四（略）

- 五 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器
- 六 (略)
- 七 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火
イ (略)
ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの(走行装置に動力を伝達することができる状態においてのみ点灯できる構造を有するものを除く。)

八・九 (略)

4・5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火(色度が変わることにより視感度が変わる灯火を含む。)を備えてはならない。

一～十七 (略)

十八 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

7～13 (略)

(車線逸脱警報装置)

第223条の2 (略)

2 保安基準第43条の6の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であつて車両前部に特殊な装備を有する自動車とする。

(後写鏡等)

第224条 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める後方等確認装置の基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、協定規則第46号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。)の規定が適用される後方等確認装置にあつては第1号から第5号までの基準に適合するものであればよい。

一～六 (略)

2～4 (略)

5 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後方等確認装置にあつては、次に定める基準

イ (略)

ロ 車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより右側に、それぞれ配置すること。ただし、協定規則第46号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。)の規定が適用される後方等確認装置にあつてはこの限りでない。

二・三 (略)

6～12 (略)

五 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯

六 (略)

七 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ (略)

ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

八・九 (略)

4・5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火(色度が変わることにより視感度が変わる灯火を含む。)を備えてはならない。

一～十七 (略)

十八 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

7～13 (略)

(車線逸脱警報装置)

第223条の2 (略)

(新設)

(後写鏡等)

第224条 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める後方等確認装置の基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、協定規則第46号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。)の規定が適用される後方等確認装置にあつては第1号から第5号までの基準に適合するものであればよい。

一～六 (略)

2～4 (略)

5 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後方等確認装置にあつては、次に定める基準

イ (略)

ロ 車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより右側に、それぞれ配置すること。ただし、協定規則第46号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。)の規定が適用される後方等確認装置にあつてはこの限りでない。

二・三 (略)

6～12 (略)

(乗車定員及び最大積載量)

第237条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五 (略)

六 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ (略)

ハ 協定規則第44号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第12改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。)に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車

2 (略)

第3章 原動機付自転車の保安基準

第1節 型式認定原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

(制動装置)

第242条 (略)

2 原動機付自転車(次項の原動機付自転車及び付随車を除く。)には、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版の規則5.及び6.に限る。)に適合する制動装置(四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置)を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版附則3の9.に限る。)に適合するものに限る。)又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置(協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版附則3に限る。)に適合するものに限る。)を備えることとする。

一～九 (略)

3・4 (略)

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第243条 (略)

2～4 (略)

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の2第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

(削除)

一～三 (略)

(後写鏡)

第251条 原動機付自転車(ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって車室(運転者が運転者席において原動機付自転車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。)を有しないもの及び最高速度

(乗車定員及び最大積載量)

第237条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五 (略)

六 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ (略)

ハ 協定規則第44号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第11改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。)に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車

2 (略)

第3章 原動機付自転車の保安基準

第1節 型式認定原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

(制動装置)

第242条 (略)

2 原動機付自転車(次項の原動機付自転車及び付随車を除く。)には、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.及び6.に限る。)に適合する制動装置(四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置)を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(協定規則第78号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第3改訂版附則3の9.に限る。)に適合するものに限る。)又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置(協定規則第78号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第3改訂版附則3に限る。)に適合するものに限る。)を備えることとする。

一～九 (略)

3・4 (略)

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第243条 (略)

2～4 (略)

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の2第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。

二～四 (略)

(後写鏡)

第251条 原動機付自転車(ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって車室(運転者が運転者席において原動機付自転車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。)を有しないもの及び最高速度

20km/h未満のものを除く。)に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第64条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。)に定める基準とする。

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の2第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後写鏡にあつては、協定規則第46号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.に限る。)に定める基準

二・三 (略)

第2節 型式認定原動機付自転車以外の原動機付自転車であつて新たに運行の用に供しようとするものの保安基準の細目

(制動装置)

第258条 (略)

2 原動機付自転車(次項の原動機付自転車及び付随車を除く。)には、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版の規則5.及び6.に限る。)に適合する制動装置(四輪の原動機付自転車にあつては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置)を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版附則3の9.に限る。)に適合するものに限る。)又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置(協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版附則3に限る。)に適合するものに限る。)を備えることとする。

一～九 (略)

3・4 (略)

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第259条 (略)

2～4 (略)

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の2第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

(削除)

一～三 (略)

二 (緊急制動表示灯)

第265条の2 (略)

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の3第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」に定める基準を準用するものとする。

一～五 (略)

20km/h未満のものを除く。)に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第64条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。)に定める基準とする。

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の2第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後写鏡にあつては、協定規則第46号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.に限る。)に定める基準

二・三 (略)

第2節 型式認定原動機付自転車以外の原動機付自転車であつて新たに運行の用に供しようとするものの保安基準の細目

(制動装置)

第258条 (略)

2 原動機付自転車(次項の原動機付自転車及び付随車を除く。)には、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.及び6.に限る。)に適合する制動装置(四輪の原動機付自転車にあつては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置)を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(協定規則第78号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第3改訂版附則3の9.に限る。)に適合するものに限る。)又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置(協定規則第78号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第3改訂版附則3に限る。)に適合するものに限る。)を備えることとする。

一～九 (略)

3・4 (略)

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第259条 (略)

2～4 (略)

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の2第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。

二～四 (略)

三 (緊急制動表示灯)

第265条の2 (略)

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の3第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」に定める基準を準用するものとする。

一～五 (略)

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。）

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。）

3 (略)

第3節 使用の過程にある原動機付自転車の保安基準の細目（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第275条 (略)

2～4 (略)

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を障害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の2第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

(削除)

一～三 (略)

(削除)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～4.2.7.5.3. (略)

4.2.7.6. 取付位置、取付方法等に関し、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車のすれ違い用前照灯は、4.2.7.5.の基準に適合するものとみなす。

4.2.7.7.～4.8.9. (略)

4.9. 制動灯及び補助制動灯

4.9.1.～4.9.6.2. (略)

4.9.7. 点灯操作状態表示装置等

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.1.15.に限る。）

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.1.15.に限る。）

3 (略)

第3節 使用の過程にある原動機付自転車の保安基準の細目（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第275条 (略)

2～4 (略)

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を障害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の2第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。

二～四 (略)

別添33 運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～4.2.7.5.3. (略)

4.2.7.6. 取付位置、取付方法等に関し、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車のすれ違い用前照灯は、4.2.7.5.の基準に適合するものとみなす。

4.2.7.7.～4.8.9. (略)

4.9. 制動灯及び補助制動灯

4.9.1.～4.9.6.2. (略)

4.9.7. 点灯操作状態表示装置等

自動車には、制動灯又は補助制動灯の点灯操作状態及び点灯状態が正常であるか否かを運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態・作動状態表示装置を備えることができる。この場合において、点灯操作状態・作動状態表示装置は、制動灯及び補助制動灯が正常に機能しなくなったときに点灯し続けるものでなければならない。

4.9.7.1. 自動車には、制動灯又は補助制動灯の点灯操作状態及び点灯状態が正常であるか否かを運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態・作動状態表示装置を備えることができる。ただし、別添70「制動灯の技術基準」の4.1.2.2.のただし書の適用を受ける制動灯を備える自動車にあっては同別添の4.1.2.2.に定める点灯操作状態・作動状態表示装置を、別添71「補助制動灯の技術基準」の4.1.2.2.のただし書の適用を受ける補助制動灯を備える自動車にあっては、同別添の4.1.2.2.に定める点灯操作状態・作動状態表示装置を備えなければならない。

4.9.7.2. 点灯操作状態・作動状態表示装置は、制動灯及び補助制動灯が正常に機能しなくなったときに点灯し続けるものでなければならない。

4.9.8.～4.10.5. (略)

4.11. 車幅灯

4.11.1.～4.11.7.3. (略)

4.11.8. 点灯操作状態表示装置等

自動車（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車を除く。）には、車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって点滅表示によらないものを備えなければならない。ただし、別添58「車幅灯の技術基準」の4.1.1.3.2.のただし書の適用を受ける車幅灯を備える自動車にあっては、点灯操作状態表示装置のほか、同別添の4.1.1.3.2.に定める作動状態表示装置を備えなければならない。

4.11.9. (略)

4.12. 尾灯

4.12.1.～4.12.7. (略)

4.12.8. 点灯操作状態表示装置等

自動車（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車を除く。）には、尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって車幅灯の点灯操作状態表示装置と兼用のものを備えなければならない。ただし、別添64「尾灯の技術基準」の4.1.2.2.のただし書の適用を受ける尾灯を備える自動車にあっては、点灯操作状態表示装置のほか、同別添の4.1.2.2.に定める作動状態表示装置を備えなければならない。

4.13.～4.14.10. (略)

4.15. 前部上側端灯及び後部上側端灯

4.15.1.～4.15.4.2. (略)

4.15.4.3. 車両中心線と平行な水平方向

4個備える前部上側端灯のうち、下側の2個にあっては、その照明部の最前縁が自動車の後端から400mm以内の可能な限り自動車の後端に近い位置であり、かつ、後写鏡又は後方等確認装置により視認できる位置に取り付けられなければならない。

4.15.5.～4.15.6. (略)

(新設)

(新設)

4.9.8.～4.10.5. (略)

4.11. 車幅灯

4.11.1.～4.11.7.3. (略)

4.11.8. 点灯操作状態表示装置等

自動車には、車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって点滅表示によらないものを備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車及び車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。

4.11.9. (略)

4.12. 尾灯

4.12.1.～4.12.7. (略)

4.12.8. 点灯操作状態表示装置等

自動車には、尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって車幅灯の点灯操作状態表示装置と兼用のものを備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りではない。

4.13.～4.14.10. (略)

4.15. 前部上側端灯及び後部上側端灯

4.15.1.～4.15.4.2. (略)

4.15.4.3. 車両中心線と平行な水平方向

4個備える前部上側端灯のうち、下側の2個にあっては、その照明部の最前縁と自動車の後端からの距離は400mm以内であり、かつ、可能な限り自動車の後端に近づけて取り付けられなければならない。

4.15.5.～4.15.6. (略)

4. 15. 7. 点灯操作状態表示装置等

自動車には、前部上側端灯及び後部上側端灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって車幅灯及び尾灯の点灯操作状態表示装置と兼用のものを備えることができる。

ただし、別添59「前部上側端灯の技術基準」の4. 1. 1. 3. 2. のただし書の適用を受ける前部上側端灯を備える自動車にあつては、同別添の4. 1. 1. 3. 2. に定める作動状態表示装置を、別添67「後部上側端灯の技術基準」の4. 1. 2. 2. のただし書の適用を受ける後部上側端灯を備える自動車にあつては、同別添の4. 1. 2. 2. に定める作動状態表示装置を備えなければならない。

4. 15. 8. ～4. 22. 8. 2. (略)

4. 22. 8. 3. 自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯(4. 9. 3. 1. の規定により追加で備える種別S 1又は種別S 2の制動灯を除く。)の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200mm以上離れるように取り付けること。

4. 22. 8. 4. ～4. 24. 8. 3. 1. 1. (略)

4. 24. 8. 3. 1. 2. 三輪自動車にあつては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版の規則5. 1. 15. に限る。)

4. 24. 8. 3. 2. ～4. 24. 8. 3. 2. 1. (略)

4. 24. 8. 3. 2. 2. 三輪自動車にあつては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版の規則5. 1. 15. に限る。)

4. 24. 9. ～4. 28. 1. (略)

4. 28. 2. 取り付ける灯火等の性能

昼間走行灯は、協定規則第87号の技術的な要件(同規則補足第18改訂版の規則6. から11. までに限る。)に定める基準に適合するもの又は法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、本則第46条の2第1項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4. 28. 3. 取付け

昼間走行灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、協定規則第48号の技術的な要件(同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5. 及び6. (6. 19. 1.、6. 19. 7. 1及び6. 19. 7. 2を除く。)に限る。)に適合するように取り付けられなければならない。

別紙1～別紙12 (略)

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、保安基準第32条から第33条の2まで、第34条、第34条の2、第35条から第38条の2まで及び第39条から第41条の4までに規定する灯火器及び反射器並びに指示装置(以下「灯火等」という。)の二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車への取付けについて適用する。

2. ～5. 21. 3. (略)

4. 15. 7. 点灯操作状態表示装置等

自動車には、前部上側端灯及び後部上側端灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって車幅灯及び尾灯の点灯操作状態表示装置と兼用のものを備えることができる。

4. 15. 8. ～4. 22. 8. 2. (略)

4. 22. 8. 3. 自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200mm以上離れるように取り付けること。

4. 22. 8. 4. ～4. 24. 8. 3. 1. 1. (略)

4. 24. 8. 3. 1. 2. 三輪自動車にあつては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5. 1. 15. に限る。)

4. 24. 8. 3. 2. ～4. 24. 8. 3. 2. 1. (略)

4. 24. 8. 3. 2. 2. 三輪自動車にあつては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第3改訂版の規則5. 1. 15. に限る。)

4. 24. 9. ～4. 28. 1. (略)

4. 28. 2. 取り付ける灯火等の性能

昼間走行灯は、協定規則第87号の技術的な要件(同規則補足第17改訂版の規則6. から11. までに限る。)に定める基準に適合するもの又は法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、本則第46条の2第1項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4. 28. 3. 取付け

昼間走行灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、協定規則第48号の技術的な要件(同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5. 及び6. (6. 19. 1.、6. 19. 7. 1及び6. 19. 7. 2を除く。)に限る。)に適合するように取り付けられなければならない。

別紙1～別紙12 (略)

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、保安基準第32条から第41条の3までに規定する灯火器及び反射器並びに指示装置(以下「灯火等」という。)の二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車への取付けについて適用する。

2. ～5. 21. 3. (略)

別添55 前照灯洗浄器の技術基準

1. ～別紙1 2. 1. 1. (略)
2. 1. 2. プラスチック材料製外側レンズ付き前照灯の場合
前照灯に塗布する水と汚染剤との混合物の組成は次の通りとする。
粒子の大きさが0～100 μm の珪砂：
重量比で9
粒子の大きさが0～100 μm の植物性炭素塵（ビーチウッドから生成されたもの）：
重量比で1
NaCMC：
重量比で0.2
塩化ナトリウム（純度99%）：
重量比で5
伝導率1mS/m以下の蒸留水：
重量比で13
及び表面作用剤：
2±1滴
2. 1. 3. ～4. 6. (略)

別添58 車幅灯の技術基準

1. ～4. 1. 1. 3. 1. (略)
4. 1. 1. 3. 2. いずれの車幅灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する車幅灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50%以上となれば、この限りでない。

4. 1. 1. 3. 3. ～別紙2 (略)

別添59 前部上側端灯の技術基準

1. ～4. 1. 1. 3. 1. (略)
4. 1. 1. 3. 2. いずれの前部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する前部上側端灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50%以上となれば、この限りでない。

4. 1. 1. 3. 3. ～別紙2 (略)

別添60 前部反射器の技術基準

1. ～別紙3 (略)

別紙4 色度特性の判定方法

1. ～1. 2. (略)
2. 反射器をCIE（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Aによって、観測角20′及び照射角 $V=H=0^\circ$ 又は無色の表面反射を生む場合には照射角 $V=\pm 5^\circ$ 、 $H=0^\circ$ で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 30. 又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2. 30. に限る。）に規定する白色の色度範囲内でなければならない。

3. (略)

別紙5～別紙11 (略)

別添55 前照灯洗浄器の技術基準

1. ～別紙1 2. 1. 1. (略)
2. 1. 2. プラスチック材料製外側レンズ付き前照灯の場合
前照灯に塗布する水と汚染剤との混合物の組成は次の通りとする。
粒子の大きさが0～100 μm の珪砂：
重量比で9
粒子の大きさが0～100 μm の植物性炭素塵（ビーチウッドから生成されたもの）：
重量比で1
NaCMC：
重量比で0.2
塩化ナトリウム（純度99%）：
重量比で5
伝導率1 $\mu\text{S}/\text{m}$ 以下の蒸留水：
重量比で13
及び表面作用剤：
重量比で2±1
2. 1. 3. ～4. 6. (略)

別添58 車幅灯の技術基準

1. ～4. 1. 1. 3. 1. (略)
4. 1. 1. 3. 2. いずれの車幅灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する車幅灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小50%以上となれば、この限りでない。

4. 1. 1. 3. 3. ～別紙2 (略)

別添59 前部上側端灯の技術基準

1. ～4. 1. 1. 3. 1. (略)
4. 1. 1. 3. 2. いずれの前部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する前部上側端灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50%以上となれば、この限りでない。

4. 1. 1. 3. 3. ～別紙2 (略)

別添60 前部反射器の技術基準

1. ～別紙3 (略)

別紙4 色度特性の判定方法

1. ～1. 2. (略)
2. 反射器をCIE（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Aによって、観測角20′及び照射角 $V=H=0^\circ$ 又は無色の表面反射を生む場合には照射角 $V=\pm 5^\circ$ 、 $H=0^\circ$ で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 30. 又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2. 30. に限る。）に規定する白色の色度範囲内でなければならない。

3. (略)

別紙5～別紙11 (略)

別添62 側方反射器の技術基準

1. ～別紙3 (略)

別紙4 色度特性の判定方法

1. ～1.2. (略)

2. 反射器をCIE (国際照明委員会) 公式勧告に規定される標準光Aによって、観測角 $20'$ 及び照射角 $V=H=0^\circ$ 又は無色の表面反射を生む場合には照射角 $V=\pm 5^\circ$ 、 $H=0^\circ$ で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件 (同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。)に規定する橙色又は赤色の色度範囲内でなければならない。

別紙5～別紙11 (略)

別添64 尾灯の技術基準

1. ～4.1.2.1. (略)

4.1.2.2. いずれの尾灯も、別紙2に規定する最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する尾灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50%以上となれば、この限りでない。

4.1.2.3. ～別紙2 (略)

別添67 後部上側端灯

1. ～4.1.2.1. (略)

4.1.2.2. いずれの後部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する後部上側端灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50%以上となれば、この限りでない。

4.1.2.3. ～別紙2 (略)

別添68 後部反射器の技術基準

1. ～別紙3 (略)

別紙4 色度特性の判定方法

1. ～1.2. (略)

2. 反射器をCIE (国際照明委員会) 公式勧告に規定される標準光Aによって、観測角 $20'$ 及び照射角 $V=H=0^\circ$ 又は無色の表面反射を生む場合には照射角 $V=\pm 5^\circ$ 、 $H=0^\circ$ で照らした場合、反射光束の3色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件 (同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。)に規定する赤色の色度範囲内でなければならない。

別添62 側方反射器の技術基準

1. ～別紙3 (略)

別紙4 色度特性の判定方法

1. ～1.2. (略)

2. 反射器をCIE (国際照明委員会) 公式勧告に規定される標準光Aによって、観測角 $20'$ 及び照射角 $V=H=0^\circ$ 又は無色の表面反射を生む場合には照射角 $V=\pm 5^\circ$ 、 $H=0^\circ$ で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件 (同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。)に規定する橙色又は赤色の色度範囲内でなければならない。

別紙5～別紙11 (略)

別添64 尾灯の技術基準

1. ～4.1.2.1. (略)

4.1.2.2. いずれの尾灯も、別紙2に規定する最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する尾灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50%以上となれば、この限りでない。

4.1.2.3. ～別紙2 (略)

別添67 後部上側端灯

1. ～4.1.2.1. (略)

4.1.2.2. いずれの後部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する後部上側端灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50%以上となれば、この限りでない。

4.1.2.3. ～別紙2 (略)

別添68 後部反射器の技術基準

1. ～別紙3 (略)

別紙4 色度特性の判定方法

1. ～1.2. (略)

2. 反射器をCIE (国際照明委員会) 公式勧告に規定される標準光Aによって、観測角 $20'$ 及び照射角 $V=H=0^\circ$ 又は無色の表面反射を生む場合には照射角 $V=\pm 5^\circ$ 、 $H=0^\circ$ で照らした場合、反射光束の3色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件 (同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。)に規定する赤色の色度範囲内でなければならない。

別紙 5～別紙 11 (略)

別添 81 直前直左確認鏡の技術基準

1.・2. (略)

3. 一般要件

3.1. (略)

3.2. 取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるものとして協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.3.に限る。）又は別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」の規定に適合するものでなければならない。

3.3.～3.4.3. (略)

3.5. キャブオーバ型大型貨物自動車等に備える鏡その他の装置は、次の基準に適合するもの又はこれと同程度以上の性能を有しているものでなければならない。

ただし、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.に限る。）に適合する後方等確認装置を備える場合にあってはこの限りでない。

3.5.1.～別紙 1 (略)

別添 91 連節バスの構造要件

1.・2. (略)

3. 連節バスの構造要件

3.1. 連節部

3.1.1. 旅客が連節部の幌やターンテーブル等に巻き込まれない構造であること。

3.1.2.～3.1.4. (略)

3.1.5. 次の3.1.5.1.及び3.1.5.2.に掲げる連節部の場所は、旅客が乗車することができないような構造であること。

3.1.5.1.・3.1.5.2. (略)

3.1.6. 連節部付近の見やすい位置に、旅客に対する注意事項を表示すること。

3.2. 連結部

3.2.1. 連結部の可動部分は、水平軸（幅方向）及び鉛直軸まわりの回転運動が可能であり、この両軸は、車両の中心軸に対して直角であること。

3.2.2. (略)

3.3. 乗降口の数及び位置

3.3.1. 乗降口は、2か所以上とし、次の3.3.1.1.から3.3.1.3.までの要件に適合するものであること。ただし、ホイールハウス部に備えることはできない。

3.3.1.1.～3.3.1.3. (略)

別紙 5～別紙 11 (略)

別添 81 直前直左確認鏡の技術基準

1.・2. (略)

3. 一般要件

3.1. (略)

3.2. 取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるものとして協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.3.に限る。）又は別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」の規定に適合するものでなければならない。

3.3.～3.4.3. (略)

3.5. キャブオーバ型大型貨物自動車等に備える鏡その他の装置は、次の基準に適合するもの又はこれと同程度以上の性能を有しているものでなければならない。

ただし、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.に限る。）に適合する後方等確認装置を備える場合にあってはこの限りでない。

3.5.1.～別紙 1 (略)

別添 91 連節バスの構造要件

1.・2. (略)

3. 連節バスの構造要件

3.1. 連節部

3.1.1. 乗客が連節部の幌やターンテーブル等に巻き込まれない構造であること。

3.1.2.～3.1.4. (略)

3.1.5. 次の3.1.5.1.及び3.1.5.2.に掲げる連節部の場所は、乗客が乗車することができないような構造であること。

3.1.5.1.・3.1.5.2. (略)

3.1.6. 連節部付近の見やすい位置に、乗客に対する注意事項を表示すること。

3.2. 連結部

3.2.1. 連結部の可動部分は、水平軸（幅方向）及び鉛直軸まわりの回転運動が可能であること。なお、この両軸は、連結部の中心で交差し車両の中心軸に対して直角であること。

3.2.2. (略)

3.3. 乗降口の数及び位置

3.3.1. 乗降口は、2か所以上とし、次の3.3.1.1.から3.3.1.3.の要件に適合するものであること。ただし、ホイールハウス部に備えることはできない。

3.3.1.1.～3.3.1.3. (略)

- 3.4. (略)
- 3.5. 扉の開閉（制御）方法
- 3.5.1. 扉の開閉は、運転者席で操作できる構造（以下「自動式」という。）とし、前車室の後扉及び後車室の扉付近には開閉の予告ブザーその他の装置を備えること。
(削除)
- 3.6. 扉非常開放装置
自動式の扉付近には、車内外から手動で開閉することができる扉非常開放装置を備え、かつ、非常の際に旅客が扉を開放するための方法を表示すること。
- 3.7. 前車室内の安全確認装置
- 3.7.1. 運転者が運転者席において前車室内の旅客の状況を確認することができる3.7.1.1.又は3.7.1.2.に掲げる後写鏡を車室の前部窓上部付近に備え、又はモニター装置を運転者席付近に備えること。
- 3.7.1.1. 平面鏡にあつては、有効寸法130mm以上×280mm以上とする。
- 3.7.1.2. 凸面鏡にあつては、有効寸法155mm以上×300mm以上、曲率半径1000mm以上とする。
- 3.8.・3.9. (略)
- 3.10. 後車室内の安全確認装置等
- 3.10.1. 運転者席付近には、運転者が後車室内の旅客の状況を確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は車室内に備える後写鏡を用いて確認できる範囲は、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。
- 3.10.2. 運転者席付近には、運転者が後車室の旅客に注意事項等を通報できるマイク等の装置を備えること。
- 3.10.3. 後車室には、旅客が運転者に非常事態等を通報できる装置（警報ブザー、ベルその他の通報装置）を使いやすい位置に備え、かつ、当該装置の付近にその使用方法を表示すること。
- 3.11. 前車室の後扉付近の旅客を運転者が確認する装置
前車室の後扉付近の旅客を運転者が確認できるよう、次の直接確認方式の装置及び間接確認方式の装置を備えること。
- 3.11.1. 直接確認方式の装置
- 3.11.1.1. 前部左窓上部付近の車室内に後写鏡（有効寸法130mm以上×280mm以上の平面鏡）を、後扉上部の車室内に後写鏡（有効寸法280mmφ以上、曲率半径1000mm以上の凸面鏡）をそれぞれ備えること。また、後写鏡に代えて後扉付近の旅客を確認することができるモニター装置を運転者席付近に備えることができる。
- 3.11.1.2. 前車室の後扉の乗降口の天井に20W以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

- 3.4. (略)
- 3.5. 扉の開閉（制御）方法
- 3.5.1. 扉の開閉は、運転者席で操作できる構造（以下「自動式」という。）とし、前車室の後扉及び後車室扉付近には開閉の予告ブザーを備えること。
- 3.5.2. 前車室の後扉及び後車室扉付近には、ブザーが鳴ると扉が自動開閉する旨の表示をすること。
- 3.6. 扉非常閉鎖コック
自動式の扉付近には、車内外から手動で開閉することができる扉非常閉鎖コックを備えること。
- 3.7. 前車室内の安全確認装置
運転者席付近には、運転者が前車室の乗客の状況を確認できる後写鏡（有効寸法130mm以上×280mm以上の平面鏡）又はモニター装置を車室内に備えること。この場合において、後写鏡は前部窓上部付近に備えること。
(新設)
- (新設)
- (新設)
- 3.8.・3.9. (略)
- 3.10. 後車室内の安全確認装置等
- 3.10.1. 運転者席付近には、運転者が後車室内の乗客の状況を確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は車室内に備える後写鏡を用いて確認できる範囲は、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。
- 3.10.2. 運転者席付近には、運転者が後車室の乗客に注意事項等を通報できるマイク等の装置を備えること。
- 3.10.3. 後車室には、乗客が運転者に非常事態等を通報できる装置（警報ブザー、ベル等）を使いやすい位置に備え、かつ、当該装置の付近にその使用方法を表示すること。
- 3.11. 前車室の後扉の階段上の乗客を運転者が確認する装置
前車室の後扉の階段上の乗客を運転者が確認できるよう、次の直接確認方式の装置及び間接確認方式の装置を備えること。
- 3.11.1. 直接確認方式の装置
- 3.11.1.1. 前部左窓上部付近の車室内に後写鏡（有効寸法130mm以上×280mm以上の平面鏡）を、後扉上部の車室内に後写鏡（有効寸法約280mmφ、曲率1000mmRの凸面鏡）をそれぞれ備える、又は運転者席付近にモニター装置を備えること。
- 3.11.1.2. 乗降口の天井に20W以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

3.11.2. 間接確認方式の装置

3.11.2.1. 前車室の後扉の乗降口の踏段（踏段を有しない場合であって、扉がスライド式（車枠若しくは車体に格納され又は車外に開放されるものに限る。）のものにあつては、閉扉時における扉の内側から少なくとも奥行120mmにおける範囲の床面とし、扉が折り畳み式のものにあつては、乗降口の出入口付近から扉を折り畳んだ状態における奥行方向における扉の最外縁までの範囲の床面とする。）上に旅客がいるときは、扉が開閉できない構造であること。

3.11.2.2. 前車室の後扉は、速度が5 km/hを超えた状態において開閉しないこと。
(削除)

3.12. 後車室の扉付近の旅客を運転者が確認する装置

3.12.1. 後車室の扉付近の旅客を運転者が確認できるよう、次の3.12.1.1.及び3.12.1.2.の装置を備えること。

3.12.1.1. 運転者席付近に備える、後車室の扉付近の旅客を確認できるモニター装置

3.12.1.2. (略)

3.12.1.3. 後車室の扉の乗降口の天井に20W以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

3.13. 車外安全確認装置

3.13.1. 運転者席付近には、乗降口付近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は後写鏡（有効寸法300mm以上×143mm以上、曲率半径1000mm以上の凸面鏡）を用いて確認できる範囲については、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。

3.13.2. (略)

3.13.3. 前車室の後扉及び後車室の扉の乗降口の外側上部には、開扉と同時に点灯し、閉扉後4秒以上遅延して消灯する20W以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

3.14. 車外用放送装置等

3.14.1. 次の3.14.1.1.及び3.14.1.2.の放送装置を備えること。

3.14.1.1. 運転者が危険等を感知した際に、運転者の意志を車外の旅客等に容易に伝えることができる車外用放送装置

3.14.1.2. 後乗りバスにあつては、乗車口付近の旅客が運転者と通話できる装置（当該装置付近に使用方法を表示したもの）

3.14.2. 運転者が運転者席において乗降口その他室内の状況をモニター装置により確認する場合には、旅客が運転者と通話できる装置を当該客室内に備え付け、その付近に使用方法を表示すること。

3.11.2. 間接確認方式の装置

3.11.2.1. 乗客が踏段上にいる場合には、扉が閉まらない構造とすること。

3.11.2.2. 扉の開閉装置は、扉を閉じた後又は運行中に扉が開かない構造とすること。

3.11.2.3. 扉の開閉装置を操作するスイッチは、運行中の振動又はがた等によって誤作動するおそれのないものであること。

3.12. 後車室の扉の踏段上の乗客を運転者が確認する装置

3.12.1. 後車室の扉の踏段上の乗客を運転者が確認できるよう、次の3.12.1.1.及び3.12.1.2.の装置を備えること。

3.12.1.1. 運転者席付近に備える、後車室の扉の踏段上の乗客を確認できるモニター装置

3.12.1.2. (略)

(新設)

3.13. 車外安全確認装置

3.13.1. 運転者席付近には、乗降口付近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は後写鏡（有効寸法300mm×143mm、曲率約1000mm Rの凸面鏡）を用いて確認できる範囲については、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。

3.13.2. (略)

3.13.3. 乗車口の外側上部に20W以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。なお、当該装置は開扉と同時に点灯し、閉扉後4秒以上たってから消灯する構造とすること。

3.14. 車外用放送装置等

3.14.1. 次の3.14.1.1.及び3.14.1.2.の放送装置を備えること。

3.14.1.1. 運転者が危険等を感知した際に、運転者の意志を車外の乗客等に容易に伝えることができる車外用放送装置

3.14.1.2. 後乗りバスにあつては、乗車口付近の乗客が運転者と通話できる装置（当該装置付近に使用方法を表示したもの）

3.14.2. 運転者が運転者席において乗降口その他室内の状況をモニターにより確認する場合には、乗客が運転者と通話できる装置を当該客室内に備え付け、その付近に使用方法を表示すること。

3.15. 旅客降車合図用ブザー又は単打ベル

旅客が降車する際に容易にその旨を運転者に通報するための降車合図用ブザー又は単打ベルを備え、その押しボタンを旅客の手近な位置に備えること。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

3.16. 後輪巻込防止装置

ホイールベース間に乗降口を備える場合には、後輪巻込防止装置を備えること。この場合において、空車状態における後輪巻込防止装置の下縁の取付高さが地上300mm以下となるように取り付けられていること。

(削除)

(削除)

3.17. (略)

3.18. (略)

3.19. 火災感知器等

後部車両に空調用エンジンを備える場合には、当該エンジン付近に火災感知器を備えるとともに、当該火災感知器が作動した際に運転者に警報する装置を運転者席付近に備えること。

別添92 2階建バスの構造要件

項 目	構 造 要 件
1.・2. (略)	(略)
3. 安全確認装置等	1.・2. (略) 3. 2階客室には、旅客が乗務員席の乗務員に容易に通報できる装置を当該客室の前部及び後部の適当な位置にそれぞれ備え、かつ、当該装置の付近には、当該装置の使用方法等を表示しなければならない。
4. 座席等	1. (略) 2. 2階客室の最前部に設けられた座席及び通路の前方には、衝突等により衝撃を受けた場合において旅客が車外に転落することを抑止することのできるように適当な保護棒等を備えなければならない。
5. (略)	(略)

3.15. 乗客降車合図用ブザー又は単打ベル

3.15.1. 降車合図用のブザー又は単打ベルの押しボタンを次の3.15.1.1.又は3.15.1.2.のいずれかの位置に備えること。

3.15.1.1. 各側窓柱

3.15.1.2. 1か所おきの側窓柱及び当該側窓柱に隣接した側窓柱付近の天井

3.15.2. 押しボタンの付近には、その使用方法を表示すること。

3.16. 後輪巻込防止装置

乗降口をホイールベース間に備える場合には、空車時において取付地上高250mm以下の後輪巻込防止装置を備えること。

3.17. 乗降口扉の表示

乗降口扉の内側及び外側付近には、出口、入口等の表示をすること。

3.18. 側方灯又は側方反射器

連節バスの最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの付近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。

3.19. (略)

3.20. (略)

3.21. 火災報知器

後部車両に空調用エンジンを備える場合には、当該エンジン付近に火災感知機を備えるとともに、当該火災感知器が作動した際に運転者に警報する装置を運転者席付近に備えること。

別添92 2階建バスの構造要件

項 目	構 造 要 件
1.・2. (略)	(略)
3. 安全確認装置等	1.・2. (略) 3. 2階客室には、乗客が乗務員席の乗務員に容易に通報できる装置を当該客室の前部及び後部の適当な位置にそれぞれ備え、かつ、当該装置の付近には、当該装置の使用方法等を表示しなければならない。
4. 座席等	1. (略) 2. 2階客室の最前部に設けられた座席及び通路の前方には、衝突等により衝撃を受けた場合において乗客が車外に転落することを抑止することのできるように適当な保護棒等を備えなければならない。
5. (略)	(略)

6. 非常脱出口 (非常時に2階客室から1 回客室に脱出するための開 口部をいう。)	非常脱出口は、次の各号に適合するものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 非常脱出口は、通常時には旅客が安全に通行できるように 踏板で確実に覆われており、非常時には1階又は2階から容 易に開放できるものであること。また、当該脱出口の操作方 法等が見易いように表示されていること。
7. ～9. (略)	(略)

[注] 最大安定傾斜角度は、次の方法により確認しても差し支えない。

- 1) (略)
- 2) 乗務員が定位置に乗車し、かつ、2階客室のすべての座席に旅客が乗車した状態（以下「2階客室等乗車状態」という。）の乗車人員の重心高を算出する。
- 3) (略)

別添105 再帰反射材の技術基準

1. ～別紙3 (略)

別紙4 色度特性の判定方法

1. (略)
2. CIE標準光Aで、入射角 $\beta_1 = \beta_2 = 0^\circ$ （この条件で鏡面反射が生じる場合には、 $\beta_1 = 0^\circ$ 、 $\beta_2 = +5^\circ$ の範囲内の値としてよい。）、観測角 $\alpha = 20^\circ$ で測定した時、新しい状態での色度特性は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）に規定した色度座標の範囲内になければならない。

別紙5・6 (略)

別添118 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準

1. ～2.14. (略)
- 2.15. 「パージ」とは、燃料電池システムの制御により、燃料電池システム内の水素を含むガスを外部へ排出すること（容器安全弁及び圧力逃がし弁による放出を除く。）をいう。
- 2.16. ～3.3.1.2.4. (略)
- 3.3.1.3. 容器安全弁以外の過圧防止安全装置を減圧弁下流の水素システムに使用することができる。容器安全弁以外の過圧防止安全装置から水素ガスを排出する際は、次の3.3.1.3.1.から3.3.1.3.4.までに適合するものでなければならない。
- 3.3.1.3.1. ～3.8.5. (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二十條、第九十八條及び第七十六條の改正規定は、平成二十九年六月二十日から施行する。

6. 非常脱出口 (非常時に2階客室から1 回客室に脱出するための開 口部をいう。)	非常脱出口は、次の各号に適合するものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 非常脱出口は、通常時には乗客が安全に通行できるように 踏板で確実に覆われており、非常時には1階又は2階から容 易に開放できるものであること。また、当該脱出口の操作方 法等が見易いように表示されていること。
7. ～9. (略)	(略)

[注] 最大安定傾斜角度は、次の方法により確認しても差し支えない。

- 1) (略)
- 2) 乗務員が定位置に乗車し、かつ、2階客室のすべての座席に乗客が乗車した状態（以下「2階客室等乗車状態」という。）の乗車人員の重心高を算出する。
- 3) (略)

別添105 再帰反射材の技術基準

1. ～別紙3 (略)

別紙4 色度特性の判定方法

1. (略)
2. CIE標準光Aで、入射角 $\beta_1 = \beta_2 = 0^\circ$ （この条件で鏡面反射が生じる場合には、 $\beta_1 = 0^\circ$ 、 $\beta_2 = +5^\circ$ の範囲内の値としてよい。）、観測角 $\alpha = 20^\circ$ で測定した時、新しい状態での色度特性は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。）に規定した色度座標の範囲内になければならない。

別紙5・6 (略)

別添118 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準

1. ～2.14. (略)
- 2.15. 「パージ」とは、燃料電池システムの制御により、燃料電池システム内の水素を含むガスを外部へ排出すること（容器安全弁及び圧力逃がし弁による放出を除く。）をいう。
- 2.16. ～3.3.1.2.4. (略)
- 3.3.1.3. 容器安全弁以外の過圧防止安全装置を減圧弁下流の水素システムに使用することができる。容器安全弁以外の過圧防止安全装置から水素ガスを排出する際は、次の3.3.1.3.1.から3.3.1.3.4.までに適合するものでなければならない。
- 3.3.1.3.1. ～3.8.5. (略)